

佐世保工業高等専門学校共同研究取扱規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「共同研究」とは、本校が民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本校の教職員（以下「研究担当者」という。）の自主性のもとに当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。

(共同研究の申請)

第3条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長（以下「申請者」という。）は、共同研究申請書（別記様式第1号）を校長に提出するものとする。

(研究者の受入れ)

第4条 校長は、本校の教育研究上有意義であり、かつ本校の教育研究に支障がないと認められる場合は、民間機関等に属する研究者を民間等共同研究員（以下「共同研究員」という。）として受け入れるものとする。

2 前項の共同研究員とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本校に派遣される者をいう。

(共同研究の受入れの決定等)

第5条 校長は第3条の規定に基づく申請があったときは、第11条に規定する共同研究委員会に諮ったのち受入れを決定し、共同研究承諾書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに、関係学科長等を経由して、研究担当者並びに契約担当役に通知するものとする。

(計画書の提出)

第6条 校長は、前条の受入れを決定したときは、研究担当者に対し、民間機関等と最終協議済の共同研究計画書（別記様式第3号）及び共同研究費費目別内訳書（別記様式第4号）を提出させるものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、第5条による通知を受けたときは、速やかに当該民間機関等と共同研究契約書（別記様式第5号）により契約を締結するものとする。

(受入研究者指導料)

第8条 同一年度内に研究期間を延長する場合、同一の共同研究員に係る受入研究者指導料については、これを徴収しない。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第9条 共同研究に要する経費により取得した設備等の所有権は、本校に帰属するものとする。

- 2 共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等からその所有に係る設備を受入れることができる。
- 3 当該民間機関等の所有する特定の設備が研究上必要であり、当該設備を本校に搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で校長の許可を得て、当該設備の所在する施設において研究を行うことができる。
- 4 前項の規定に基づき、研究担当者は当該施設において研究を行う場合に、研究用務のための出張の手続をとるものとする。

(共同研究委員会)

第10条 本校に、共同研究に関する必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校共同研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 共同研究の受入れ等に関すること。
- 二 共同研究の実施に関すること。
- 三 その他共同研究に関すること。

(組織)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 各学科長及び基幹教育科長
- 四 事務部長
- 五 総務課長
- 六 校長が特に必要と認める者

(委員長)

第13条 委員会の委員長は、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第14条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第15条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第16条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(共同研究の中止、期間の延長等)

第17条 研究担当者は、天災その他止むを得ない事由により、当該共同研究の中止、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに所属学科長等を経由して校長に申し出るものとする。

2 申請者は、天災その他止むを得ない事由により、当該共同研究の中止、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに校長に申し出るものとする。

3 校長は、第1項及び第2項の申し出があったときは、これが止むを得ないと認められる場合は、直ちに中止又は期間延長の決定を行い、これを契約担当役に通知するものとする。

4 契約担当役は前項の通知を受けたときは、直ちに申請者と協議し、必要な措置をとるものとする。

(共同研究の完了報告)

第18条 研究担当者又は共同研究員は、当該共同研究が完了したときは、実績報告書を添えて共同研究完了報告書(別記様式第6号)を所属学科長等を経由して校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、第10条に規定する共同研究委員会に諮ったのち、当該共同研究の実施により得られた技術的成果について認定を行う。

(研究成果の公表)

第19条 研究担当者は共同研究の成果を公表しようとするときは、所属学科長等を経由して校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出があったときは、申請者に同意を得た上で、研究担当者に許可するものとする。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、共同研究に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。